

第3回 合併協議会の概要

7月13日、徳山市内で開催され、合併協定項目の議案4件について協議調整が行われ、原案どおり決定されました。

その結果は、次のとおりです。

【議 案】

『財産及び公の施設の取扱い』

2市2町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐ。

『組織及び機構』

新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

総括方針

次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。

- (1) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織機構
- (2) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- (3) 市民の声を適正に反映することができる組織機構
- (4) 簡素で効率的な組織機構
- (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (6) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構
- (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

個別整備方針

- (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては2市2町の現有庁舎を有効活用する。
- (2) 徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。
- (3) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。
総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。
- (4) 2市2町の支所、出先機関は現行のまま存続する。
- (5) 2市2町に設置されている行政委員会、委員及び附属機関については、原則として統合する。
地域性により独自に設置されている附属機関等については、実態を考慮して整備する。
また、委員構成等については、2市2町の実状、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。

『使用料・手数料の取扱い』

調整の総括方針

新市の速やかな一体性の確保や住民負担に配慮し、2市2町間で同一又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。

ただし、差異の著しいものや事情により調整が困難なものは、当分の間現行のとおりとする。

また、手数料については、可能な限り統一に努めるものとする。

主な使用料・手数料の調整結果は、次のとおりです。

【主な使用料の調整結果】

区 分	調 整 結 果
市営住宅の使用料	使用者の急激な負担増を考慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
下水道使用料	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
公立幼稚園の授業料・入園料	授業料(保育料)については、国の交付税基準と同じ額で調整する。ただし、入園料については、廃止の方向で検討する。
公民館の使用料	各施設の状況が異なるため、当面は現行の使用料とするが、新市に移行後、速やかに調整する。
体育施設の使用料	新市では、利用目的に応じた全体的な調整が必要であり、新市移行後、速やかに調整する。
斎場・火葬施設の使用料	施設の共通使用について調整が必要であり、新市移行後、速やかに調整する。ただし、鹿野町の斎場使用料は、無料とする。

【主な手数料の調整結果】

区 分	調 整 結 果
証明手数料 閲覧・照合手数料 交付手数料	1件200円で調整する。
し尿処理手数料	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
ごみ処理手数料	定時収集の処理手数料は、無料とする。ただし、指定袋代は実費とする。
粗大ごみ処理手数料	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

『その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い』

調整の総括方針

住民負担、行政サービスにかかる各種制度については、健全財政に配慮しつつ、合併効果による住民生活の質的向上が図られるよう、次の考え方で調整するものとする。

- (1) 各種制度については、少子高齢化・情報化社会等、時代のニーズに配慮し調整する。
- (2) 各種制度については、総体的に住民にとって不利益とならないよう調整に努める。
- (3) 各種制度については、新市全体の均衡を保ち、一体性の確保ができるよう速やかな統合に努める。

「(2)都市計画・建設事業」

市町道等の管理等

市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。

市道の認定基準は、2市の認定基準を基本に道路幅員は4m以上とし、新たに制度等を創設します。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とします。

都市計画区域及び用途地域の状況

新市に移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。

2市は下松市、光市とともに周南都市計画を、熊毛町は単独で熊毛都市計画を定めていますが、鹿野町には都市計画区域の指定はありません。

下水道受益者負担金制度

現行のまま新市に引き継ぐこととするが、将来的には賦課についての検討を行うものとする。

新南陽市と鹿野町が制度を設けています。

「(4)消防・防災事業」

消防団員の定員、任期、定年

新市移行後、速やかに調整する。

消防団組織

新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

「(5)環境衛生、環境保全事業」

し尿・ごみ収集方法等についての調整結果は、次のとおりです。

区 分	現 状	調整結果
し尿収集	<p>収集体制と収集方法に相違がある。</p> <p>収集体制 徳山市は委託方式。 新南陽市・鹿野町は許可方式。 熊毛町は一部事務組合での委託方式。</p> <p>収集方法 2市は、1ヶ月1回、1ヶ月2回、2ヶ月1回、臨時の4区分を設定。熊毛町は地区により1ヶ月1回、1ヶ月2回。鹿野町は随時。</p>	<p>徳山市の例により調整する。ただし、熊毛町の収集方法は、当面現行のとおりとする。</p>
ごみ収集	<p>2市2町とも収集方式はステーション方式で同一であるが、収集体制と収集方法に相違がある</p> <p>収集体制 2市は市直営収集と委託収集の併用。 2町は委託収集。</p> <p>収集方法 ごみの分別種類や収集回数に相違がある。</p>	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>
指定ごみ袋	<p>徳山市と2町は、可燃・不燃物ともごみ袋を指定。新南陽市は可燃物のみごみ袋を指定。 2市2町では、各処理施設に対応するように、ごみ袋の材質・厚さ・大きさに相違があり、販売価格や販売方法にも相違がある。</p>	<p>販売価格や販売方法については、新市に移行後、速やかに調整する。</p>

「(6)教育事業」

主な教育事業の調整結果は、次のとおりです。

区 分	現状・問題点	調整結果
奨学金貸付事業	<p>熊毛町を除く2市と1町に制度がある。 貸付けの金額や対象者など、2市1町の制度に違いがある。</p>	<p>徳山市の例により調整する。ただし、貸付け額については上位のものに合わせる。</p>
通学区域 (小・中学校)	<p>通学の利便性を図るため、旧市町境界付近を中心に、通学区域の見直しを行う必要がある。</p>	<p>新市に移行後、速やかに調整する。</p>
学校給食の状況	<p>2市2町の給食費に差がある。 給食調理方式として、センター方式と単独校方式がある。 新南陽市は業務委託しているが、他の1市2町は直営で運営している。</p>	<p>給食費については、新市に移行後、速やかに調整する。 給食調理方式については、現行のまま新市に引き継ぐ。 業務委託については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

公民館の管理、 使用基準	2市2町では、公民館が43ヶ所に設置されている。(徳山市：31ヶ所、新南陽市：3ヶ所、熊毛町：8ヶ所、鹿野町：1ヶ所) 2市2町では、開館時間や休館日などに違いがある。	新南陽市の例により調整する。ただし、休館日については、12月29日から翌年の1月3日までとし、使用時間については、午前8時30分から午後10時までとする。
文化財の状況	2市2町では、国指定が8、県指定が15、市町指定が62の文化財がある。	現行のまま新市に引き継ぐ。

「(7) 保健・福祉事業」

保健・福祉事業は、少子高齢化社会に配慮し、可能な限りサ - ビスは高い水準に調整されています。特に子育てをしやすい環境づくりに配慮し調整されています。また、高齢者福祉については介護保険における利用者負担を参考にしながら利用料の調整が行われています。

主な保健・福祉事業の調整結果は、次のとおりです。

【主な児童・母子福祉制度】

	現状・問題点	調整結果
保育料	保育料は国の徴収基準に準じて、2市2町で違いがある。 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、国基準は第2子は半額、第3子以降は1/10となっている。 徳山市・鹿野町は第3子以降を無料、新南陽市は第2子以降を無料、熊毛町は国基準どおりとなっている。	新南陽市の例により同一世帯から入所している第2子以降については無料とする。 ただし、保育料徴収金額表については、国の徴収基準を参考に、新市に移行後、速やかに調整する。
乳幼児医療	徳山市・熊毛町は県制度どおり、対象者に対し所得制限を設けているが、新南陽市・鹿野町は所得制限はない。	新南陽市・鹿野町の例により、対象者の所得制限を設けない。
母子・父子医療	父子家庭に対する医療費の助成は徳山市のみ実施している。 徳山市・熊毛町は県制度どおり、対象者に対し所得制限を設けているが、新南陽市・鹿野町は所得制限はない。	徳山市の例により父子家庭に対する医療費の助成を実施し、県制度にあわせ対象者に対しては所得制限を設ける。
児童クラブ	保育料が2市2町で違いがある。 (徳山市は3,000円、他の1市2町は2,000円) 土曜日の保育について、2町は行っているが、2市は行っていない。	新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ただし、保育料は2,000円とする。

【主な高齢・障害者福祉制度】

区分	現状・問題点	調整結果
福祉タクシー	<p>障害者が通院・通所等の際にタクシーを利用する場合、基本料金を助成する制度で、2市2町とも実施している。</p> <p>2市2町では、対象者の障害等級や助成回数に違いがある。</p>	<p>徳山市・新南陽市の例により、助成回数は年間1人48枚以内とし、人工透析をしている者には、さらに48枚以内で追加する。</p>
重度心身障害児(者)福祉手当	<p>熊毛町を除く2市1町で福祉手当を支給している。</p> <p>対象者の支給要件や障害の程度による手当額に相違がある。</p> <p>身体障害の場合、2市は3級以上、鹿野町は1・2級となっている。</p>	<p>新南陽市の例により調整する。</p> <p>【手当額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2級以上の障害又は知能指数が35以下の児童：月額4,200円 ・3級の障害又は知能指数が50以下の児童：月額2,500円 ・3級以上の障害又は知能指数が50以下の障害者：月額1000円
重度心身障害者医療制度	<p>障害者の保健の向上や福祉の増進のため、重度の心身障害者の医療費の一部を助成する制度で、2市2町とも実施している。</p> <p>2市1町は県制度どおりであるが、鹿野町は対象者の所得制限がない。</p>	<p>徳山市・新南陽市・熊毛町の例により、県制度に合わせ対象者には所得制限を設ける。</p>
介護予防・生活支援事業	<p>介護保険制度の対象にならない高齢者に対する支援事業で、2市2町とも実施している。</p>	
デイスタービス	<p>1回あたりの利用料に違いがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2市と鹿野町：800円 ・熊毛町：700円 <p>2町は送迎費が加算される。</p>	<p>徳山市・新南陽市の例により、利用料は1回800円とし、送迎は無料とする。ただし、入浴設備の無い施設では、利用料100円を減額する。</p>
ショートステイ	<p>1日あたりの利用料に違いがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳山市：1日400円(1食400円) ・新南陽市：1日1,600円(食費込み) ・熊毛町：1日400円(1食400円) ・鹿野町：1日1,400円(食費込み) 	<p>徳山市の例により、利用料は1日につき400円とし、これに給食費として1食につき400円を加算する。</p>
ホームヘルプサービス	<p>1週の訪問回数と単価に違いがある。</p> <p>熊毛町は町民ボランティアによる地域互助サービスで行っており、他の2市1町と制度内容が違う。</p>	<p>新南陽市の例により、訪問回数は週2回とし、利用料は1時間当たり150円とする。</p> <p>熊毛町の制度は、有償ボランティア制度として再編成する。</p>
敬老祝金	<p>2市2町で支給方法と支給額に違いがある。</p>	<p>75歳以上の者に一律支給する。ただし、支給額については新市に移行後、速やかに調整する。</p>

【主な保健制度】

区分	現状・問題点	調整結果
乳幼児健康診査	2市2町では、1・3・7ヶ月、1歳6ヶ月・3歳児の健康診査を実施している。熊毛町は2歳児健康診査も実施している。	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、2歳児健診は他の制度で対応するため廃止する。
妊婦健康診査	2市2町とも共通の制度で実施しているが、定期検査の回数に違いがある。(熊毛町は2回、2市は3回、鹿野町は4回)	定期検査の回数は3回とし、超音波検査については35歳以上1回実施する。

「(8)介護保険制度」

介護保険給付

現行のまま新市に引き継ぐ。

介護保険料(第1号被保険者保険料)

新市において再計算し、国の基準に従って決定する。なお、支払い回数は10期とし、納期限については他費目納期を参考に調整する。

「(10)情報公開制度」

情報公開制度

新市において新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の情報公開については、旧市町の従前の情報公開制度の例による。

市長の資産等の公開

現行のまま新市に引き継ぐ。

「(14)表彰制度」

新市では、他市の状況等を参考に、新たに制度等を創設する。